



2026/06/10 18:30 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月22日	不動産番号	4103000580539
地図番号	G51、52	筆界特定	余白		
所 在	北秋田郡比内町扇田字蟹沢			余白	
	大館市比内町扇田字蟹沢			平成17年6月20日行政区画変更 平成17年6月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
102番	畑	750:		余白	
102番1	余白	706:		①③102番1、102番2に分筆 〔昭和43年5月24日〕	
余白	余白	788:		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和60年5月9日〕	
余白	余白	726:		③102番1、102番3に分筆 〔平成4年3月4日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和25年3月30日 第477号	原因 昭和23年7月2日自作農創設特別措置 法第16条の規定による売渡 所有者 北秋田郡比内町扇田字上庚申岱8番地 3 金 谷 佐 一 郎 昭和25年3月30日記載土地売渡登記嘱託書 綴込帳第1冊第122丁 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。